

IASB/FASB 保険契約プロジェクト

PwCによる要約 2010年7月30日現在

以下の要約は、2010年7月30日に公表されたIASB公開草案“保険契約”、ならびに、2010年7月28日までに開催されたIASB/FASBミーティングへの参加によりPwCが入手した情報に基づき作成した。



項目	現時点での暫定的な結論の概要		PwCによる考察
	IASB および FASB 共通の見解		
	IASB の見解	FASB の見解	
状況	<ul style="list-style-type: none"> 公開草案が 2010 年 7 月 30 日に公表された。コメントの期限は 11 月 30 日である。 	<ul style="list-style-type: none"> ディスカッション・ペーパーが翌月に公表が予定されている。コメントの期限は IASB の公開草案と同じである。 ディスカッション・ペーパーは、IASB による提案、FASB による公表日までの暫定的決定および現行の USGAAP による見解を比較する。 ディスカッション・ペーパーは、現在の USGAAP のガイダンスの改善に関する予備的見解を含む。 	
保険契約の定義	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 4 号における定義「ある主体が、ほかの主体から、特定の不確実な将来事象が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者により補償(もしくは保障)を行うことを同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約」を踏襲している。 		<ul style="list-style-type: none"> 現行の USGAAP とは異なり、提案された基準は保険事業者ではなく、保険契約に関するものである。 損失に対する FASB の概念“補填”(indemnification)ではなく、損失に対する IFRS 第 4 号の用語“補償(もしくは保障)”(compensation)が用いられている。 USGAAP においては、重要な引受リスク、およびタイミングリスクの両方をリスク移転の要件としているが、IFRS4 では重要な引受リスクあるいはタイミングリスクのいずれかとしている。
重要な保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> 保険リスクの評価は、絶対額ではなく、現在価値を用いて行われるべきであるという要件の明確化が追加され、IFRS 第4号における要件を踏襲している。この結果、契約者への適時な支払を遅らせる契約条項は、重大な保険リスクを消去することになる可能性がある。 リスクが移転されているかどうかにかかる分析は、IFRS 第 4 号と同じく、その結果の変動性(すなわち、平均に対する結果の幅の重要性)に焦点を当てるべきである。しかし、保険者により支払われるネット・キャッシュ・アウト・フローの現在価値が保険料の現在価値を超過するという、少なくとも 1 件は生じる可能性のある結果が、商業実態を伴って存在することを要件として求めるように修正された。 		<ul style="list-style-type: none"> 何名かの審議会メンバーは、たとえば、保険者に対して、損失をもたらす可能性がない保険会計に対して違和感を示している。その結果、定義は修正された。
範囲	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約の定義に該当する金融保証契約は、保険契約の会計基準に含まれる。 保険契約の範囲から除外されている項目は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 製造者、卸売業者ならびに小売業者により提供されている残価保証契約およびリース契約における残価保証(しかし、ほかのプロジェクトにおいて言及されていない個別の残価保証契約は、保険契約の範囲に含まれる) 製造業、卸売業および小売業の保証契約(ただし、第三者による保証は保険契約の範囲に含まれる) サービスの提供を主たる目的としている固定報酬サービス契約 たとえば、サービス提供者が、故障の後に、特定の部品についての修理を行うことについて合意する契約 企業結合における条件付支払対価または条件付受取対価 従業員給付制度における従業員の資産および負債、ならびに確定給付型退職給付制度により報告される退職給付債務 ライセンス・フィー、ロイヤリティ、偶発支払リース料および類似の項目 保険契約者として企業が保有している元受保険契約(再保険会計を除く) 		<ul style="list-style-type: none"> 金融保証契約の例としては、金融保証保険、住宅ローン保証保険、取引信用保険および銀行により発行されるある種の信用状を含めている。 医療費の支払いを行う契約、および企業が、所有している病院および医療スタッフの利用し、保障されている医療サービスを提供する契約は、公開草案において保険契約の範囲とされている。
区分処理(アンバンドリング)	<ul style="list-style-type: none"> 認識と測定目的のため、保険契約の各構成要素(たとえば、保険要素、預り金要素、組込デリバティブ、サービス要素)を区分処理(アンバンドリング)を適用するかどうか、また区分処理(アンバンドリン 		<ul style="list-style-type: none"> 区分処理(アンバンドリング)は、保険契約のモデルがほかの測定モデ

項目	現時点での暫定的な結論の概要	PwCによる考察
	IASB および FASB 共通の見解	
	IASB の見解	FASB の見解
	<p>グ)を適用する場合にはどのようにするのが、問題として挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保険者は、契約において保険契約に基づく補償(もしくは保障)と密接に関係しない構成要素を区分することが求められている。 • 公開草案では、以下の例が示されている。 <ul style="list-style-type: none"> - 運用利率により付利されることが明確であり、特定の要件に該当する契約者勘定残高 - 現在の区分処理の要件に基づき、区分処理が適用されている組込デリバティブ - 保険の補償(もしくは保障)内容と密接に関係しない商品やサービスの提供に関する契約条項しかし、契約条項は、商業実態のない理由により、補償(もしくは保障)として契約に組み込まれている。 • 区分処理(アンバンドリング)が要求されない場合には、区分処理(アンバンドリング)を禁止すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> • ル(たとえば、金融商品やサービス収益モデル)と異なるという水準において、重要な問題である。 • 両審議会は、2つの代替的な提案について再度検討を行ったが、適用が困難であることを理由に却下した。 <ul style="list-style-type: none"> - 重要な相互依存関係の欠如に基づく原則 - 保険リスク以外のキャッシュ・フローの変動性に基づく原則
保険契約から生じる権利および義務の認識	<ul style="list-style-type: none"> • 保険者は保険契約から生じる権利ならびに義務について以下のいずれか早い時点において認識すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険者が契約条件に拘束された時点 - 保険者が契約に基づくリスクに初めてさらされた時(つまり、保険者が補償(もしくは保障)内容を提供する義務から免れられず、そして、特定の保険契約者のリスクについての再評価を行う権利を持たない。その結果、保険者がリスクを十分に反映した保険料を設定できない時点) • これは、保険期間より前に生じるかもしれない。 	<ul style="list-style-type: none"> • ビルディング・ブロックによる測定(および再測定)は保険期間の前に生じるかもしれない。しかし、残余マージン(もしくは、複合マージン)の償却計算は、保険期間が開始するまで実施されない。 • 近い将来に引き受けられる元受契約を補償(もしくは保障)する特約再保険について、その認識と測定は再保険の対象となる元受保険の引き受け以前に開始される。
保険契約の認識の中止	<ul style="list-style-type: none"> • 保険者は、保険負債が消滅した時点で、つまり、IAS第39号「金融商品：認識と測定」における消滅の定義と整合的に、義務が免責、取り消し、または失効した時点で、保険負債(もしくは、保険負債の一部)の認識を中止すべきである。これは、保険者がもはやリスクにさらされておらず、かつ、その義務に対してあらゆる経済的資源の移転を要求されていない場合に、認識が中止されることを意味している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 損害賠償再保険契約の締結は、認識の中止にはあたらない。
測定アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> • 測定アプローチは、以下のビルディング・ブロックを用いて、保険契約の現在の評価を表現すべきである： <ul style="list-style-type: none"> - 保険者が契約の義務の履行に際して、発生すると予想される、偏りのない確率により加重平均された将来キャッシュ・アウト・フローから将来のキャッシュ・イン・フローを控除した額 - 貨幣の時間的価値の反映する割引率 - マージン* • これらのビルディング・ブロックは、保険契約から生じる権利を義務から分離して測定するのではなく、権利と義務の組み合わせの測定について、使用すべきである。 • 権利と義務の組み合わせについては、純額で表示されるべきである。 <p>*提案された2つの異なるマージン・アプローチは、明示的リスク調整アプローチと複合マージン・アプローチである。いずれも契約開始時における利益を排除している。IASBの公開草案は明示的マージン・アプローチを含んでいる。しかし、FASBは僅差ながら複合マージン・アプローチを好んでいる。</p> <p>Note: 両審議会は、審議において、それぞれのモデルについての詳細な適用方法を検討することが求められた。結果として、契約時およびそれ以降におけるマージンの測定に関する以下の議論は、それぞれのモデルのもとでの審議会の見解を反映している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 測定モデルが公正価値/出口価値アプローチでも原価アプローチでもないことから、見解の違いが生じている。それゆえ、何名かのメンバーに対しては、混合(hybrid)モデルにおける明示的なリスク調整の目的が、不明確になっている。 • 複合マージン・アプローチのもとでは、明示的なリスク調整の欠如によって、アプローチがより公正価値から遠ざけられる。 • 複合マージンは非明示的なリスク調整を有している。このため、償却方法やその期間については、残余マージンに関する償却方法や期間とは異なってくるであろう。 • キャッシュ・フローは、増分契約獲得費用や配当契約における予想支払額のような原価を包含する。 • 理論的には、確率により加重平均された将来キャッシュ・フローには、すべてのキャッシュ・フローを含んでいる。特定の状況では、確率的モデルを必要とする可能性がある。また、必要としない場合もありうる。

項目	現時点での暫定的な結論の概要		PwCによる考察
	IASB および FASB 共通の見解		
	IASB の見解	FASB の見解	
リスク調整 明示的リスク調整アプローチ	<p>このアプローチは、以下の 2 つの項目を含む：</p> <p>1) 市場参加者の観点ではなく、保険者の観点からの将来キャッシュ・フローの金額およびタイミングにかかる不確実性の影響による明示的リスク調整</p> <p>2) 契約の締結時におけるあらゆる利益を除去するための額(残余マージン)</p> <p>リスク調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 明示的リスク調整は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想値を超えるかもしれないリスクから解放されるために、保険者が合理的に支払うであろう金額の最大値である。 明示的リスク調整は、各報告期間において更新(再測定)されるだろう。 明示的リスク調整アプローチのもとでは、利用されるであろう容認された技法は以下の 3 つに限定されている。すなわち、信頼水準法(Value at Risk)、条件付テイル期待値法(Tail Values at Risk) および資本コスト法(規制資本ではなく経済資本を利用)である。 リスク調整は、概念上、ほかのビルディング・ブロック(キャッシュ・フローおよび割引率)とは別ブロックとして測定に含まれるが、これは、「複製ポートフォリオ手法」を排除することを意図しているものではない。なお、二重計上を避けるため、リスク調整は、複製ポートフォリオに含まれるあらゆるリスクを含んでいない。 <p>残余マージン</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、保険契約の当初認識は会計上の利益の認識をもたらすべきではなく、残余マージンの認識をもたらすものである。 もし、予想キャッシュ・アウト・フローの現在価値に明示的リスク調整を加えた金額が予想キャッシュ・イン・フローの現在価値を超過した場合、損失が認識される。 企業は、当初認識時に、その損失を損益として認識する。 		<p>明示的リスク調整を支持している審議会メンバーは、以下を確信している：</p> <ul style="list-style-type: none"> 不確実なキャッシュ・フローに関するリスク程度(およびその後のリスクの変化)は、負債の測定の中で捉えられるべきである。 明示的リスク調整、金融商品や引受オプションにおけるプライシングと整合的である。 明示的リスク調整、IAS 第 37 号における提案と整合的である。 当初認識において損益を認識しない点については、収益認識における提案と整合的である。
リスク調整 複合マージンアプローチ (IASB 公開草案 結論の背景に記載されている代替的見解)	<p>複合マージン・アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、保険契約の当初認識は会計上の利益の認識をもたらすべきではなく、複合マージンの認識をもたらすものである。 当初認識における複合マージンは、予想キャッシュ・イン・フローの現在価値と予想キャッシュ・アウト・フローの現在価値の差額である。 複合マージン・アプローチにおいては、明確なリスク調整は行わない。これは、厳格な適用を進めるにあたり、目的が十分でないことを理由にしている。 複合マージン・アプローチでは、当初認識において、予想キャッシュ・アウト・フローの現在価値が予想キャッシュ・イン・フローの現在価値を超える場合に、損失を認識する。たとえば、当初損失はリスク調整を含まない。 企業は、当初認識時に、その損失を損益として認識する。 		<p>明示的リスク調整に反対し、複合マージン・アプローチを支持している審議会メンバーは、以下の懸念を示している：</p> <ul style="list-style-type: none"> 明確に定められた測定目的の欠如 非公正価値測定における明示的リスク調整の不適切性 信頼性の欠如と計算方法論における非整合性 当初認識時における損益を認識しない点が、収益認識の提案と整合的である。 明示的リスク調整を排除しているため、複合マージン・アプローチはより低額の損失の認識をもたらす可能性がある。
測定のレベル	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 4 号における保険契約のポートフォリオに関する現行の定義が、適用される予定である(広く同様なリスクに従い、単一のポートフォリオとして管理される保険契約) 将来キャッシュ・フローの見積りは(増分契約獲得費用を除き)、ポートフォリオ・レベルで行われる。この原則により認識されれば、ポートフォリオからの予想キャッシュ・フローは、個別の保険契約のキャッシュ・フローの合計額と等しくなる。 測定アプローチが明示的リスク調整を含んでいるのであれば、そのリスク調整は、個別の保険契約ではなく、保険契約のポートフォリオを基礎として決定されるべきである。 明示的リスク調整は、ポートフォリオ間における分散効果もしくは負の相関による影響を反映しないであろう。 残余マージンおよび複合マージンは、契約開始時および事後において、(a)ポートフォリオ、(b) 同一のポートフォリオ内における類似の契約の開始日および(c)類似の契約期間(残余マージンに対する保険期間、複合マージンに対する保険期間および決済期間)により、保険契約を集約する群団において決定されるであろう。 		<ul style="list-style-type: none"> 実務的な観点からすれば、ある種類の見積りは、個別の契約で実施するのではなく、ポートフォリオの合計値で実施するほうが容易であると、スタッフは述べた。 特に、増分費用の見積りはポートフォリオ・レベルによる方が容易である。
インプットの利用	<ul style="list-style-type: none"> 保険者の観点より、保険契約の履行に関係する入手可能なすべての情報を考慮すべきである。しかし、市場による変数は観察可能な市場価格と整合すべきである。 利用価値の高いデータの種類には、これらに限定されるものではないが、市場データ、個別企業の 		<ul style="list-style-type: none"> IASB のディスカッション・ペーパーにおいては、出口価値アプローチを提案していた。しかし、非金融変数

項目	現時点での暫定的な結論の概要		PwCによる考察
	IASB および FASB 共通の見解		
	IASB の見解	FASB の見解	
	<p>コストに関する過去データおよび市場からのインプットが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 棚卸資産の原価に関する現行のガイダンスや、提案されている収益認識のガイダンスが、ビルディング・ブロック・アプローチに含まれるべき費用の種類(直接費用、増分費用、配分費用)に関する潜在的な原則として利用されるであろう。 ビルディング・ブロック・アプローチに含まれるコストの例としては、保険金および給付金、損害調査費、契約管理費および維持費、手数料のような、契約獲得並びに継続に関する増分契約獲得費用、解約返戻金、配当金、保険料税のような取引への課税額、およびポートフォリオ単位では増分費用であるある種の配分された直接費用である。一般管理費は含まない。 		<p>については、市場で観察可能な情報が入手できないことに関する関係者の懸念によって、提案されているアプローチが導かれている。そこでは、事業体固有の情報が含まれている。</p>
契約の境界の定義	<ul style="list-style-type: none"> もし、保険者が保険契約者に保険料の支払いを強制できる、もしくは保険料が契約の境界の内側にある場合には、保険者は、保険料やその保険料からもたらされるキャッシュ・フローを含めるべきである。 保険契約の境界は、保険者が以下の状況を満たす時点である: (1) もはや保険契約に基づく補償(もしくは保障)を提供することを必要とされていない;または、 (2) 特定の保険契約者のリスクを再評価する権利もしくは、実務的な能力を有しており、その結果として、当該リスクを完全に反映させた価格を設定することができる。 この評価を行う際には、保険者は、商業実態がない制限事項(たとえば、契約の経済性については影響を認識しない)を無視するべきである。 もし保険者が、市場水準よりも低い価格設定をするよう強制されているのであれば、これは、契約の境界の範囲内である。 		<ul style="list-style-type: none"> FASB スタッフにより検討された、既存契約の一部に該当する例としては、インデック契約、特定の最大値を有する裁量権のある調整、およびポートフォリオにわたる調整が考えられる。 FASB は、新しい医療保険制度改革における契約、すなわち、現行の会計基準によれば長期保険とされるかもしれない、更新保証タイプの健康保険契約について提案された定義を適用し、さらなる分析を行う。
契約者行動と契約の境界	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者のオプション、先物および現在の補償(もしくは保障)内容に関連する保証(区分処理が必要とされるものを除く)は、将来キャッシュ・フローの予想価値を使用し、ルックスルーベースにより、保険契約の測定に含めるべきである(これらのオプションが既存の契約の境界線の範囲内にある限りにおいて)。 既存の補償(もしくは保障)に関連しないオプション、先物および保証については、契約の測定から除外されるであろう。 これらの特徴については、その性質に応じて、新たな保険契約として、あるいは、ほかの独立した商品として認識および測定されるべきである。 		<ul style="list-style-type: none"> 何名かの審議会メンバーは、当初、引受オプションが資産として存在するかどうかについて、懸念を表明していた。
割引率	<ul style="list-style-type: none"> 割引率は、保険者が義務を履行するための将来キャッシュ・イン・フローおよびアウト・フローの時間価値の調整に使用される。 割引率は、たとえば、時期、通貨、流動性といった観点から、保険契約負債の特徴を反映しているキャッシュ・フローを有した商品における観察可能な直近の市場価格との整合性すべきである。 割引率は、観察可能データに影響を与えるが保険負債の計算に影響を与えない、いかなる要素(たとえば、国債とある種の保険契約の流動性の差異)についても除外するべきである。 キャッシュ・フローの現在価値は、保険者による不履行リスク(信用スプレッドを含む)を反映するべきではない(IASB の公開草案はこの見解について関係者からのサポートを求めている)。 保険負債の裏づけとなる資産の予想運用利回りに基づく割引率は、金額、時期および契約から生じるキャッシュ・フローの不確実性が、すべてもしくは部分的に、特定資産の運用結果に基づいている場合(この場合には、ポートフォリオの複製の技法が用いられるのが適当かもしれない)にのみ使用することができる。 上記に記載の原則によれば、割引率は、流動性の調整を行うことにより、投資家を信用リスクに晒していないか、もしくは無視することが可能である商品のイールドカーブを反映する(キャッシュ・フローが特有の資産の運用実績に基づく契約を除く)。 		<ul style="list-style-type: none"> 不履行リスク(少なくとも信用スプレッド)に関する調整は、何名かのメンバーによって、理論的には、適切であり、公正価値により評価される資産に対してより整合性をもたらしものであろうと考えられている。 しかし、過去における関係者からの懸念や潜在的な測定に関する問題から、それを含めることについての躊躇が示されている。 両審議会は、高格付け社債利回りをを用いることを否決した。 流動性に関する調整がどのように計算されるかについて、数名のメンバーから懸念が示された。
残余マージンまたは複合マージンに対する利息の付与	<ul style="list-style-type: none"> 残余マージン(明示的リスク調整アプローチ)および複合マージン(複合マージン・アプローチ)に対して利息を付す。 金利は引受時の金利に固定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 残余マージン(明示的リスク調整アプローチ)および複合マージン(複合マージン・アプローチ)に対して利息を付さない。 	<ul style="list-style-type: none"> 金利の付与の支持者は、モデルにおけるすべての構成要素は時間価値を反映させるべきであり、引受時の金利で割引かれるべきであると考えている。金利の付与に反対者は、マージンは単なる差額であり、金利の付与は必要ないと考えている。
明示的リスク調整アプローチにおける残余マージンの	<ul style="list-style-type: none"> 保険者は、事後の報告期間において、見積りの変化によって残余マージンを調整すべきではない。 保険者は、時の経過に基づく保険カバーの提供から発生するエクスポージャーを最も適切に反映するシステムティックな方法で、残余マージンを保険期間にわたって解放すべきである。しかし、時の経過とは著しく異なる様式で、給付金および保険金が発生すると予想される場合には、残余マージン 		

項目	現時点での暫定的な結論の概要		PwCによる考察
	IASB および FASB 共通の見解		
	IASB の見解	FASB の見解	
事後の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> は、保険期間にわたり、保険金および給付金の発生時期の予想に基づき、解放されるべきである。 残余マージンは、保険負債の一部として含められるであろう。 		
複合マージン・アプローチにおける複合マージンの事後の取扱い (IASB 公開草案 結論の背景に記載されている代替的見解)	<ul style="list-style-type: none"> 複合マージンは、保険期間および保険金支払期間の両方を通じて“解放”あるいは“配分”される。 複合マージンは、保険契約に基づく補償(もしくは保障)と将来キャッシュ・フローの不確実性との組み合わせに基づき償却が行われる。 このアプローチは、総保険料および総保険金・総給付金の金額と当期に割り当てられた保険料および保険金・給付金のキャッシュ・フローとの比率を算出し、この比率を複合マージンに適用するという算式を用いる。 比率が適用される複合マージンは、“再測定”は行われ(契約開始時の認識額に対して変更は加えられない)であろう。 複合マージンは、キャッシュ・フローの見積りの変化によって、調整されないであろう。いわゆる“ショックアブソーバー”ではない。 しかし、配分のパターンや期間は、フォーミュラの変更における構成要素の比率に基づき変わってくるであろう。 複合マージンは、保険負債の一部として含められるであろう。 		
短期契約に関する未経過保険料アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ある種の短期契約に関する保険金未発生負債に対する、未経過保険料測定アプローチ(簡便的測定アプローチ)は、許容されるのではなく、強制されるべきである。 簡便的アプローチの適用要件として、保険期間が約1年以内であることや、キャッシュ・フローの変動性に重大な影響をもたらす、組み込まれたオプションや保証(補償(もしくは保障)の拡大)がないことが挙げられている。 保険金負債に対するビルディング・ブロック・アプローチは、明示的なりリスク調整は含まれるが、残余マージンは除かれる。 未経過保険料負債にたいしては、直近のレートによる付利を行う。 簡便的アプローチにおける契約獲得に関連する増分費用は、未経過保険料負債と相殺され、保険契約に基づく保険期間にわたり認識される。 負債十分性テストは必須とされる。 損益計算書は、保険料収入、保険金、経費を表示する。 	<ul style="list-style-type: none"> FASB は“修正された”測定および表示のアプローチが何について言及したものなのか、およびどの保険契約が、ビルディング・ブロック・アプローチではなく、このアプローチを適用するのかについて結論に至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> FASB は、“短期の保険期間”について、さらなる定義が必要であるとの認識を持っているが、それとは別に、ロングテイルの契約が含まれるか除かれるかについては、立場を明確にはしていない。 FASB は、ロングテイルの保険契約を、保険金負債に対して複合マージンを配分しない簡便的アプローチに含めることは、ビルディング・ブロック・アプローチから重要な乖離が生じる可能性があるとしている。
契約獲得費用	<ul style="list-style-type: none"> 契約獲得費用は、契約獲得並びに継続に関する「契約単位での増分」であり、ビルディング・ブロック・アプローチにおけるキャッシュ・フローに含まれる。 そのほかのすべての契約獲得費用は、発生時に費用される。 「契約単位での増分」とは、契約の獲得が行われなければ発生しない契約獲得費用を意味する。 		<ul style="list-style-type: none"> 初期の FASB の見解は、収益との相殺を行わない即時の費用認識や、資産計上が行われないとの考え方は、業界によれば、保険契約の料率設定における経済的な観点や現行実務からの乖離をもたらすものである。 FASB は、測定の目的がより広いキャッシュ・フローの概念を含めるとの再検討の後に、考え方を変更した。 増分契約獲得費用を予想キャッシュ・フローの構成要素に含めることは、増分契約獲得費用と当初の残余マージン(または代替的な測定アプローチである複合マージン)との相殺をもたらす。償却計算においては、残余マージン(または複合マージン)の償却パターンと一致させる。 契約単位での増分に契約獲得費用を制限することは、ある種のほかの直接費が資産計上されている多くの地域の現行のGAAPよりも、制

項目	現時点での暫定的な結論の概要	PwCによる考察
	IASB および FASB 共通の見解	
	IASB の見解	FASB の見解
		限されている。
企業結合および企業結合以外の契約の移転	<ul style="list-style-type: none"> 企業結合以外の契約の移転(ポートフォリオ・トランスファー)においては、受取対価が、ビルディング・ブロック・アプローチによって計算された保険負債よりも大きい場合には、その差額は、残余マージン(もしくは複合マージン)として処理される。 上記の計算より生じた負の差異については、即時に損失として認識される。 企業結合において、正の差異が生じた場合、つまり、公正価値が、ビルディング・ブロック・アプローチによって計算された保険負債よりも大きい場合、その差額は、残余マージン(もしくは複合マージン)として処理される。 企業結合において、もし、ビルディング・ブロック・アプローチによって計算された保険負債が公正価値よりも大きい場合には、公正価値ではなく、ビルディング・ブロック・アプローチによって計算された金額が負債測定に使用される。その差額は、当初において認識されたのれんの計上金額の増加分として認識される。 	
再保険	<p>再保険者側の会計</p> <ul style="list-style-type: none"> 再保険者は、発効した再保険契約についても、発効されている保険契約に対してすべてのほかの保険者が適用しているのと同じ認識および測定のアプローチを適用すべきである。 <p>出再者側の会計</p> <ul style="list-style-type: none"> 出再者は、再保険契約の測定にビルディング・ブロック・アプローチと同じ原則を適用すべきであり、発効した、基礎となる保険契約の再保険部分に対して適用している認識および測定のアプローチと同じアプローチを用いる。 再保険契約は、出再者により以下の合計として測定される。 <ul style="list-style-type: none"> 予想キャッシュ・イン・フローの現在価値にリスク調整を加えた金額(明示的リスク調整アプローチ)から予想キャッシュ・アウト・フローの現在価値を控除した金額 残余マージン(負の値ではない) これに加え、出再者は、再保険者による不履行のリスクを、キャッシュ・フローの現在価値を見積もる際に、予想価値を基礎に考慮しなければならない。 出再手数料収入は、再保険者への出再保険料と相殺される。 もし、予想キャッシュ・イン・フローの現在価値にリスク調整を加えた金額(明示的リスク調整アプローチ)が予想キャッシュ・アウト・フローの現在価値を超過した場合、超過額は再保険契約の当初認識において利益として認識される。 再保険資産と保険契約負債の相殺は認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 両審議会は、非比例補償(もしくは保障)に対するリスク調整額を決定することは、困難を伴うであろうと認識している。
外貨建の保険契約	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約は、貨幣項目であり、契約のすべての要素(キャッシュ・フローの予想現在価値、リスク調整、残余マージンおよび複合マージン)を含む。 ここでの結論は、(ビルディング・ブロック・アプローチの代替としての)未発生保険金負債に対する簡便化された未経過保険料アプローチについても、適用可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> マージン、特に、残余マージンおよび複合マージンが、貨幣項目かどうかについて、懸念を示している審議会のメンバーもいる。しかし、そのようなマージンは、キャッシュ・イン・フローおよびキャッシュ・アウト・フローを評価した結果であるため、貨幣項目であると述べられた。
保険契約の有償性	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約に含まれる有償性から生じるすべてのキャッシュ・フローを、予想現在価値による保険負債の測定に含める。 	<ul style="list-style-type: none"> (裁量性を含むすべての予想キャッシュ・フローを反映させる)提案された保険契約のモデルと負債の定義の間には潜在的な矛盾点が存在する。 しかし、負債の残高を法的債務や推定的債務の金額に限定することは、予想支払額というよりも、最低額をあらわすため、利用者にとって利便性の高いものではない。 スタッフは、有償性のどの部分が法的債務または推定的債務の定義を充足しているかを決定することは困難であると理解している。 FASB は、測定のための目的がより広いキャッシュ・フローの概念を含めるとの再検討の後に、考え方を変更し

項目	現時点での暫定的な結論の概要		PwCによる考察
	IASB および FASB 共通の見解		
	IASB の見解	FASB の見解	
			<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約者勘定の区分についての意思決定が、有配当契約に、どの程度影響を与えるかは不明瞭である。
有配当投資契約	<ul style="list-style-type: none"> 有配当投資契約が保険契約と同じ資産プールもしくは、同じ会社、ファンド、もしくはそのほかの事業体の損益に参加しているのであれば、保険契約の会計基準の範囲として取り扱われる。 ほかの有配当投資契約は、金融商品の会計基準の範囲として取り扱われる。 残余マージンについては、時の経過、もしくは、時の経過とは著しく異なるのであれば、管理対象としている資産の公正価値に基づいて償却を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品の会計基準の範囲として取り扱われる。 	<ul style="list-style-type: none"> IASB の議長は、IASB における投票の結果、結論が分かれたため、有配性の投資契約について保険契約の範囲に含めるとの決定を行った。 すべての金融商品は整合的に測定されるべきとする議論の中で、数名のIASB メンバーは、FASB メンバーと同様に、金融商品を保険契約の会計基準に含めることに関する概念的基礎の欠如や、潜在的な裁定の余地に関して懸念を有している。 契約者勘定の区分についての意思決定が、有配当契約に、どの程度影響を与えるかは不明瞭である。
財政状態計算書上の表示	<ul style="list-style-type: none"> 各保険ポートフォリオは、保険契約資産もしくは保険契約負債に含まれて、一項目として開示される。 再保険資産と保険契約負債の相殺は認められない。 		
業績計算書上の表示	<ul style="list-style-type: none"> 要約マージン・アプローチは最も負債の測定モデルと整合的であると考えられている。そして、多くの点において従来検討した拡張マージン・アプローチと類似している。 要約マージン・アプローチは、損益計算書上、以下の項目により表示される。 <ul style="list-style-type: none"> 引受マージン(リスク調整の変動分、残余マージンの償却) 当初認識における損益(引受時の損失、契約の移転(ポートフォリオ・トランスファー)の損失、出再保険の当初認識における利益) 非増分契約獲得費用 実績に基づく調整および見積りの変更(実績と予想、キャッシュ・フロー割引率の変更、再保険資産の減損) 保険契約負債に関する利息 要約マージン・アプローチは、負債の繰入額や新契約の金額との調整計算を含む追加的な情報により補足説明がされる。 簡便化された未経過保険料アプローチにおいては、以下の項目について開示を行う <ul style="list-style-type: none"> 引受マージン(増分契約獲得費用控除前保険料、発生保険金、発生費用、増分契約獲得費用の償却額) 不利な契約に関する追加負債の変動 再保険から生じる収益と費用と保険契約から生じる収益費用の相殺の禁止 		<ul style="list-style-type: none"> 要約マージン・アプローチでは、すべての保険料を預り金として取り扱い、すべての保険金および給付金を預り金からの払戻しとして取り扱う(すなわち、すべてを保険負債の変動として取り扱う)。 拡張マージン・アプローチは、当該期間で解放されたマージンに、契約者に対する保険金および給付金の一部もしくは全ての金額と、その他費用を加えた金額を、収益として報告する。
ユニットリンク(変額)契約の表示	<ul style="list-style-type: none"> いくらかもしくはすべての給付が、内部または外部のファンド(たとえば、保険者または第三者により保有され、投資信託と同様の方法で運用されている特定化された資産プール)のユニットの価格により決定される契約として定義される。 変額およびユニットリンク契約に関係する資産および関連負債は、財政状態計算書で保険者の資産および負債として報告されるべきである。 ユニットリンク契約の基礎となる資産プールは、独立の項目として報告されるべきであり、保険者の他の資産と混在させない。 資産プールにリンクしているユニットリンク契約の負債は、独立の項目として報告されるべきであり、保険者の他の負債と混在させない。 ユニットリンク契約についても区分処理の条件を適用する。 ユニットリンク契約から生じる収益および費用は、独立の項目として報告され、保険者の他の収益および費用と混在させない。 ユニットリンク契約の基礎となる資産から生じる収益および費用は、独立の項目として報告され、保険者の他の資産から生じる収益および費用と混在させない。 自己株式や自己占有の不動産の公正価値評価およびその変動額の損益による認識を必須とした。 		<ul style="list-style-type: none"> ユニット・リンク契約を財政状態計算書に計上することは、「認識の中止」に関するプロジェクトにおいて検討すべき論点と関連している。しかし、2つのプロジェクトの見解における相違を認識している。 両審議会は、変額/ユニットリンク契約の区分が、より利便性の高い業績報告をもたらすとしている。 両審議会は、自己株式および自己占有の不動産のミスマッチの消去は、財務諸表をより目的に適合し、理解可能なものにするとして理解している。 両審議会は、ポートフォリオに含まれる連結子会社のために生じるミ

項目	現時点での暫定的な結論の概要		PwCによる考察
	IASB および FASB 共通の見解		
	IASB の見解	FASB の見解	
	これは、資産プールにおけるユニットリンク契約の所有者の持分と対応し、負債との会計上のミスマッチを消去することを目的としている。		<p>スマッチの消去について検討を行ったが、却下した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニットリンクおよび変額勘定に関連する投資ファンドの連結に関する問題点は、連結のプロジェクトにおいて言及されるべきであり、VIEの検討を含む可能性がある。
開示	<p>いくつかの点における開示の強化を含み、現行の IFRS 第 4 号並びに IFRS 第 7 号に基づく広範な開示要件が提案されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約負債、保険契約資産、リスク調整、残余マージンなど保険契約に関連する主な構成要素に関する、期首残高から期末残高への変動表。再保険契約についても同様な情報の開示が求められる。 最も大きな影響をもたらす測定を生じさせるために使用される方法ならびにインプット。実務的に可能である場合にはそれらのインプットに対する定量的情報。これには、リスク調整の測定に利用された方法やインプット、および信頼水準を含む。 信頼水準法ではなく、条件付テイル期待値法や資本コスト法が、リスク調整の測定に利用されている場合には、リスク調整に対応する信頼水準 測定に重大な影響を与えるインプットに関する、測定不確実性分析 保険リスク、市場リスク、流動性リスク、信用リスクを含む保険契約から生じるリスクに関する性質と量 保険者の事業に関する規制のフレームワークによる影響 		
発効日および経過措置	<ul style="list-style-type: none"> IASB の公開草案には、発効日についての提案はされていない。 移行時の調整は、開示される一番早い時点の開始貸借対照表の剰余金に対する調整として認識される。 移行時の影響の測定は、保険契約ポートフォリオを計算単位として行われる。 各ポートフォリオは、(確率により加重平均された) キャッシュ・フローの予想現在価値および明示的リスク調整を含むビルディング・ブロック・アプローチにより測定される。 各ポートフォリオの上記金額と従前適用された会計原則により計上された移行時点における正味保険負債(すなわち、繰延契約獲得費用の未償却残高および保有契約にかかわる無形資産の現在価値を差し引いた正味負債)との差額は、期首剰余金に加減される。 明示的リスク調整アプローチによれば、移行時に計算されたリスク調整は、移行後の各期間において再測定される。 代わりに、複合マージン・アプローチによれば、移行時に計算されたリスク調整は、移行後の期間においては複合マージンとして扱われ、残存する補償(もしくは保障)ならびに保険金支払い期間にわたって償却されるが、再測定は行われない。 開示される期間の開始時点において、移行時に、企業は、保有する金融資産を、損益を通じて公正価値で測定される区分(FVTPL)に再分類することが要求されないが、許容されている。もしこれを適用すれば、測定もしくは認識の不整合を解消できるか、もしくは著しく削減できる。 企業は、基準を適用した場合の事業年度末より 5 事業年度以前の過去において開示を行わなかったクレーム・ディベロップメント情報については開示を行う必要はない。 		<ul style="list-style-type: none"> 効力発生日については、2011 年に発行される他の会計基準と一緒に別のミーティングで議論される。 移行時において残余マージンが認識されないため、現存の有効契約は、新契約よりも利益が少ないであろう。 資産の再指定は、FVTPL に対してのみである。償却原価への再指定は認められない。

